

令和8年度 栗原市

防犯対策用品購入設置費補助金

栗原市では、市民の防犯意識の高揚及び安全で安心できるまちづくりを推進するため、防犯対策用品の購入及び設置に掛かった費用に対して補助金を交付します。

交付対象者

次の要件の全てを満たす方

- 市内に住所を有し、かつ、居住している方
 - 世帯全員に市税の滞納がない方
 - 世帯全員が暴力団関係者等でない方
- ※補助金の交付は1世帯につき1回限りとなります。



補助対象品目

防犯カメラ	侵入した者が認識でき、かつ、屋外に設置し、継続して撮影している録画機能付きのカメラ ※防犯目的のダミーカメラ（撮影・録画機能なし）についても対象となります。
センサーライト	屋外に設置され、主に人の動き等で侵入者を感知して、自動的に一定の時間ライトで照らす照明用具
防犯フィルム	窓ガラスに貼ると割れにくくなるフィルム
補助錠	主錠とは別に玄関ドアや窓枠等に設置する補助的な鍵等

※防犯カメラを設置された場合、警察から捜査への協力依頼があった際にはご協力をお願いいたします。

補助金額

上記「補助対象品目」の購入及び設置に掛かった費用の2分の1
補助上限額は20,000円

- ※ポイント等の値引きを利用した場合は、利用後の額となります。
- ※補助対象経費の合計金額1,000円未満は切り捨てとなります。
- ※送料、手数料等は補助対象外となります。

申請期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※予算が無くなり次第、受付終了となります。

申請方法は裏面参照願います。

防犯対策用品購入設置費補助金の申請と交付の流れ

1

補助金交付対象者、補助対象品目を確認しましょう。

※防犯対策用品購入前に、自身が補助金交付対象者に該当しているか、これから購入しようとしている防犯対策用品が補助対象となっているか確認してください。交付対象者および補助対象品目は表面に記載しているほか、市ホームページにも掲載しています。

※不明な点等ある場合は、危機対策課（直通：0228-22-1149）までお問い合わせください。

2

防犯対策用品を購入・設置し、領収書等を受領しましょう。

※補助金の申請に必要なため、防犯対策用品を購入・設置した際の、領収書等（購入品目、購入金額、領収書発行者名及び購入日等の記載があるもの）を忘れずに保管してください。

※購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も対象としますが、領収書等を発行できる購入先にて購入してください。

3

最寄りの総合支所市民サービス課で必要書類を添えて補助金を申請しましょう。

【必要書類】

- (1) 様式第1号（栗原市防犯対策用品購入設置費補助金交付申請書兼請求書）
※申請書は各総合支所市民サービス課窓口に備え付けております。
- (2) 補助対象経費に係る領収書その他支払いが確認できる書類の写しで、購入品目、購入金額、領収書発行者名、購入日等の記載があるもの
- (3) 購入した防犯対策用品及び設置箇所の設置前と設置後の写真
- (4) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (5) 世帯の状況が確認できる書類（戸籍謄本、住民票等）の写し
- (6) 振込先金融機関の口座が分かる書類の写し

※領収書で対象品目の品名等明細が確認できない場合、購入した対象品の保証書等品目や型番がわかるものの写しを添付してください。

※上記(4)(5)は、市が公簿等で確認することに同意される場合は、提出を省略できます。

4

審査後、補助金の交付（不交付）通知を送付します。 交付決定となった方には、後日口座に補助金を振込いたします。

（問い合わせ） 栗原市総務部危機対策課 0228-22-1149

令和8年4月1日発行